

総務委員会資料

1 令和8年第1回定例会提出予定議案の説明

(9) 【議案第6号関係】

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

令和8年2月10日
財政局

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 地方税法の一部改正について

地方税法の一部改正（令和5年3月31日公布）に伴い、公示送達について、納税者の利便性の向上を図る観点から、インターネットを利用する方法等が導入されたもの（施行は令和8年6月末までの間で政令で定める日とされた）。

公示送達は、次の措置により行うこととされた。

- ・インターネットを利用する方法による閲覧
- ・地方団体の事務所に設置した電子計算機（パソコン）による閲覧 又は 地方団体の掲示場での書面の掲示



（出所）「デジタル規制改革推進の一括法」概要資料（デジタル庁）を加工して作成

2 市税条例の改正について

(1) 改正内容

上記1のとおり、公示送達について、インターネットを利用する方法等が導入されたことから、市税の賦課徴収に係る告示及び公告に係る規定について、所要の整備を行うもの。

書面を掲示する場合の掲示場は、これまでと同様に、みぞのくち市税事務所の掲示場とする。

(2) 施行期日

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日とする。

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市市税条例</p> <p>昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>(<u>告示及び公告に係る掲示場</u>_____)</p> <p>第10条 市税の賦課徴収に係る告示及び公告<u>に係る掲示を行</u> <u>う掲示場</u>は、川崎市みぞのくち市税事務所の掲示場<u>とする</u> <u>_____。</u></p>	<p>○川崎市市税条例</p> <p>昭和25年8月19日条例第26号</p> <p>(<u>市税の賦課徴収に係る告示及び公告</u>)</p> <p>第10条 市税の賦課徴収に係る告示及び公告_____</p> <p>_____は、川崎市みぞのくち市税事務所の掲示場<u>に掲示して</u> <u>行う。</u></p>